

1 景観計画の目的

- ・景観計画とは
- ・景観計画策定の背景・目的
- ・景観計画の位置づけ

2 竹原市の景観特性

- ・竹原市の景観特性

3 景観形成に関する将来像と方針

- ・竹原市が目指す景観づくり
- ・重点地区の景観づくり

4 良好な景観形成のための行為の制限

- ・届出対象行為
- ・景観形成基準
- ・屋外広告物の表示及び設置

5 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設

- ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定の考え
- ・景観重要公共施設の整備に関する方針

6 景観まちづくりの推進

- ・計画実現に向けた役割
- ・良好な景観形成の推進に向けて



1) 竹原市が目指す景観づくり

第2回景観計画策定委員会の議事内容

- (1) 景観形成の将来像
- (2) 景観形成の基本方針：全市の方針

【テーマ別の景観づくり】

- ・誇りある景観を 「まもる」 ←良好な景観の保全
- ・魅力ある景観を 「みがく」 ←地域資源の価値を高める
- ・愛着ある景観を 「ととのえる」 ←景観阻害要素の改善

【協働の景観づくり】：具体的な取組方針は「6 景観まちづくりの推進」に記載

- ・一人ひとりの力を 「つなぐ」 ←景観形成に向けた仕組みづくり

- (3) 景観計画区域とゾーニング

- ・景観計画区域の指定
- ・景観計画区域のゾーン分け
- ・ゾーンごとの景観づくりの方針

- (4) ゾーン別の景観形成の方針

- ・まちなかゾーン
- ・住宅地ゾーン
 - 歴史まちなみ地域
- ・田園集落ゾーン
- ・多島美ゾーン
 - 近代産業地域
- ・山なみゾーン
- ・沿道景観軸
- ・河川景観軸

示し方のイメージ

ゾーン	景観形成の方針
まちなかゾーン	▶ 誇りある景観を「まもる」 ・○○○ ▶ 魅力ある景観を「みがく」
住宅地ゾーン	▶ 誇りある景観を「まもる」 ・△△△
歴史まちなみ地域	▶ 誇りある景観を「まもる」 ・□□□

- 2) 重点地区の景観づくり

- (1) 重点地区の考え方・指定の区域：重点地区の概要や指定の基準を示す

- ・重点地区の考え方
- ・重点地区の設定：「町並み保存地区周辺」「竹原駅前周辺」「竹原シンボルロード周辺」「忠海市街地周辺」

- (2) 重点地区の景観形成の方針

- ・町並み保存地区周辺 ⇒歴史的風致維持向上計画を主に反映
- ・竹原駅前周辺 ⇒駅前商店街コアメンバーとウォークブルビジョンを策定し位置づけ
- ・竹原シンボルロード周辺 ⇒都市マス・勉強会意見を反映
- ・忠海市街地周辺 ⇒魅力あるまちなみ形成計画を反映（忠海地区でH28・29 WS実施）